

上越市地酒で乾杯を推進する条例（案）

四季折々の豊かな自然に恵まれた本市は、多くの日本酒の酒蔵やワイナリーが存する醸造りが盛んなまちである。

伝統ある頸城杜氏の磨かれた技で醸し出された日本酒や、歳月の重みが生みだす品格のあるワインなど、市内で製造される酒類（以下「地酒」という。）の品質の高さは郷土の自慢である。

地酒による乾杯の習慣を広めることは、地酒の消費拡大や地産地消の推進を図るとともに、伝統産業を守り、地域資源の掘り起こしと情報発信等により地域の活性化につながり、上越市を元氣にする。

よって、ここに上越市地酒で乾杯を推進する条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市の伝統産品である地酒による乾杯の習慣を広めることにより、郷土愛の醸成を図り、もって地酒による乾杯の普及を通じた伝統文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

（市の役割）

第2条 市は、地酒による乾杯の普及に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第3条 地酒を製造する事業者は、地酒による乾杯の普及に主体的に取り組むとともに、市及び地酒を販売し、又は提供する事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

（市民の協力）

第4条 市民は、市及び地酒を製造する事業者が行う地酒による乾杯の普及に関する取組に協力するよう努めるものとする。

（嗜好等への配慮）

第5条 市、事業者及び市民は、この条例の施行に当たり、地酒に対する個人の嗜好及び飲酒に対する個人の意思を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、平成26年 月 日から施行する。